

新潟家庭裁判所委員会（第2回）議事概要

新潟家庭裁判所委員会

1 日時

平成16年6月4日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
日程は別紙第1のとおり

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 委員等の出欠状況

(1) 委員の出欠状況は、別紙第2のとおり

(2) 委員以外の裁判所の出席者は、次のとおり

ア 少年係裁判官	入江克明
イ 首席家庭裁判所調査官	水口芳壽
ウ 家事首席書記官	渋井保之
エ 少年首席書記官	安島博明
オ 事務局次長	和田謙二

4 議事

(1) 報道機関に対する議事の公開

新潟日報社による議事の取材の申込みがあったので、議事を公開することとした。

(2) 庁舎見学

新人事訴訟法の施行に向けて改修を行った法廷、児童室、庁舎の案内サイン、相談カウンター及び身障者用設備等の見学を行った。

(3) 新人事訴訟の概況等についての説明及び意見交換

ア 新人事訴訟の概況

裁判所からの説明は別紙第3のとおり。各委員からの発言はなかった。

イ 参与員の拡大

裁判所からの説明及び各委員の発言要旨は、別紙第4のとおり

ウ 補導委託先の開拓について

裁判所からの説明及び各委員の発言要旨は、別紙第5のとおり

エ 新人事訴訟シンポジウムの報告

新潟家裁が5月12日(水)に憲法週間の行事として行った、離婚訴訟をテーマにしたシンポジウムについて、シンポジウムの司会を務めた山中委員が報告を行った。報告の内容は、別紙第6のとおり

(4) 家事相談の在り方について

裁判所からの説明及び各委員の発言要旨は、別紙第7のとおり

(5) 新潟家庭裁判所を題材としてのフリートーク

ア 庁内案内サイン、家裁の広報活動について、感想や意見を求めたが、特に発言はなかった。

イ 5月28日に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が公布されたことから、裁判員制度を題材にした。

裁判員制度に関する各委員の発言要旨は、別紙第8のとおり

5 次回委員会の予定

平成16年10月29日(金)午後とした。テーマは、少年事件を中心に取り上げる予定である。

(別紙第1)

平成16年度第1回新潟家庭裁判所委員会日程

1 日 時

6月4日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

新潟家庭裁判所大会議室(5階)

新潟市川岸町1丁目54番1

電話(代表)025-266-3171

3 庁舎見学

- (1) 新人事訴訟法の施行に伴って改修を行った法廷等庁舎設備の見学
- (2) 庁舎の案内サインの説明

4 議 事

- (1) 新人事訴訟の概況(態勢, 広報, 事件動向等)についての説明, 意見交換
- (2) 話題事項についての意見交換
家事相談の在り方について
- (3) 新潟家庭裁判所を題材としてのフリートーキング

(別紙第 2)

家庭裁判所委員会委員出席者及び欠席者

1 出席者

委員長	田 中 壮 太
学識経験者委員	赤 井 昭
同	伊 藤 昭 子
同	薄 田 祥 子
同	國 谷 知 史
同	高 森 美 紀 子
同	山 中 景 子
法曹委員	足 立 定 夫
同	中 山 直 子
同	前 澤 康 彦

2 欠席者

学識経験者委員	風 間 士 郎
同	鈴 木 三 也
同	高 橋 道 映
同	寺 澤 幸 男
同	望 月 綾 子

(別紙第3)

新人事訴訟の概況

(家事首席書記官)

新人事訴訟法が4月1日から施行され、同日以降に訴えの提起がなされる人事訴訟事件の第一審の管轄は、地方裁判所から家庭裁判所に移管された。

新潟家庭裁判所においても、物的設備については法廷等の改修を行い、また、人的手当については、過去の人事訴訟事件の受理件数を考慮した結果、本庁では、本庁の裁判官に加え、新発田支部裁判官からてん補を受けることにし、合計で2名の裁判官で週2回開廷することとなった。

支部においては、従来から民事事件を担当していた裁判官が、家裁の裁判官として事件を担当している。

(別紙第 4)

参与員の拡大

(家事首席書記官)

家庭裁判所で取り扱う事件の多くは、夫婦、親子、兄弟姉妹間の争いであり、これらの争いは、法律家の目から見ただけでなく、一般社会における健全な良識に照らしてどのような解決が適切かという観点も必要と考えられる。このような観点から、家庭裁判所においては、これまでも一般の国民が参加する参与員制度が設けられており、家事審判事件において活用されてきた。

人事訴訟事件の判断にも、同様に一般社会の良識などを踏まえることが望ましいことから、新人事訴訟法においては、証拠調べや和解などに参与員が立ち会うことができることとされた。

新潟家庭裁判所では、現在は、調停委員から多くの参与員候補者を選任しているが、職業や年齢、社会経験等のバランスを考え、いろいろな社会経験を有して良識のある方を幅広く参与員候補者として募りたいと考えている。そこで、各種団体等にお伺いして、推薦をお願いする予定である。委員の皆様にも、この点を御理解いただき、お口添えをお願い申し上げたい。

(法曹委員 E)

社会の変化も激しく、価値観も多様化していることから、一般の国民の方の良識を反映させようという制度なので、年齢等も考慮し、幅広い層から参与員候補者を選任したいと考えている。

(学識経験者委員 F)

裁判所においては、推薦依頼する団体の選定等についてどの程度検討が進んでいるのか。また、団体に対する推薦依頼のみではなく、広く個人も対象に広く募集した方がよいと思うが、どうか。

(法曹委員 E)

現段階では、まだ具体的な団体をピックアップしているわけではない。また募

集の点については、社会経験を有する良識のある方となると、個別に探すよりも団体に推薦を依頼するほうが、より適切な人材が得られるのではないかと考えている。

(法曹委員H)

現在は調停委員との兼任が多いということであるが、これから募集する定員枠としてはどれくらいの人数を考えているのか。

(委員長)

事件数に応じた適切な数の参与員候補者が必要なので、今後の事件動向を見たと上で検討していきたい。

(別紙第5)

補導委託先の開拓について

(首席調査官)

家庭裁判所では、非行のあった少年に対し、再び社会に迷惑をかけず、社会の一員として生活していけるように、保護観察による指導や少年院の教育を受けさせるなどの処分を行っている。その際に、すぐに結論を出さず、しばらく少年の生活態度などを見てから処分を決めることもある。これを試験観察という。試験観察は担当の家裁調査官が行うが、試験観察に付随して、少年を適当な施設、団体又は個人に補導を委託することができ、これを補導委託という。補導を委託される施設や個人を補導委託先という。つまり、補導委託とは、家庭裁判所が、試験観察中に民間のボランティアである補導委託先に少年を預けて指導をしていただく制度である。

補導委託には、通常は3～4箇月の間、少年を委託先に寝泊まりさせながら生活指導や職業補導を行う形のものがあり、これを身柄付補導委託という。また、通常は3日程度であるが、特別養護老人ホームや知的障害者更生施設といった社会福祉施設に預けて社会奉仕活動を体験させる補導委託もある。

身柄付補導委託は、保護者によるしつけが不足している少年、家族関係に問題を抱えていてとりあえず家族から離して今後を考えさせる必要がある少年、不良交友を断ち切るために地域からとりあえず離す必要がある少年、生活リズムが乱れているために勤労や規律ある生活を体験させる必要がある少年などに有効な措置である。また、自尊感情が低く自信のない少年、思いやりの気持ちを持たせたい少年には、役立ち感謝される体験のできる社会奉仕活動補導委託が有効である。

このように、補導委託は少年の更生のためのメニューとして大きな意味を持っている。

家庭裁判所では、少年の特性に応じた補導委託が実施できるように、あらかじめふさわしい委託先を登録しておくようにしている。

生活を共にする中で，生活指導や職業補導を行い，少年の立ち直りを援助するのが身柄付補導委託であるが，特に住み込み就職型の委託先を開拓し登録しておく必要性を強く感じている。現在，新潟家裁では，新潟家裁だけで利用する委託先として新潟県内で3箇所，横浜やさいたまの家裁と共同利用ができる委託先が県外で2箇所，合計5箇所を登録しているが，県内の委託先で住み込み就職型の委託先は1箇所しかない。県内の他の2箇所は宿泊はできるが，仕事は外勤となる。委託先はできれば県内が利用しやすいし，家族同様に日常生活を共にしながら1箇所で生活，職業の両面の指導が受けられる住み込み就職型の補導委託が更生の効果が大きいといえる。このため，従来の委託先利用は，前述の住み込み就職型の1箇所にかたよっていて，年間2，3人という委託実績となっている。利用しやすい委託先が限定されているためにこの程度の数字になっていると考えられる。

住み込み型就職の減少という社会一般の就労形態の変化や，寝食を共にして家族同様に長期間生活していくことの大変さから，また最近の不況で仕事がない事情もあって，なかなか新規に身柄付補導委託先を開拓することは困難である。しかし，家裁委員会の皆様には，少年の立ち直りのためには補導委託が有効であることを理解していただき，是非とも，制度のPRと補導委託先になっていただけそうなボランティアの方を家庭裁判所に御紹介いただきたい。

(少年係裁判官)

非行を犯した少年は，家庭環境，育成歴，交友関係等非行に至った背景が一人一人違うことから，処遇の決定に当たっては，それぞれの少年に合ったものにするのが重要であり，このような意味からも補導委託の果たす役割は大きく，補導委託先の開拓について家裁委員会委員の皆様方にもよろしく御協力いただきたい。

(学識経験者委員F)

身柄付補導委託が3～4箇月というのは，住み込み就職型の場合も3～4箇月

ということか。

(首席調査官)

原則的にはその程度である。もちろん住み込み就職型の場合は職業指導という面がありその意味からは一定程度の期間が必要ではないかとの見方もあろうが、やはり、少年は最終処分をしていない立場なので(処分保留の立場)、長期間身分が不安定な状態にあるのは問題である。最終処分を見極めるのが制度の本旨であることからすれば、長期間補導委託を行うことはできない。さらには、委託先そのものが少なく、次の少年を委託しようとしても、ふさがっていても委託できないという問題もあり、3～4箇月程度で運用している。

(学識経験者委員 F)

委託先には3～4箇月程度で次々に新しい少年が来ることになるが、様々なトラブルも多いのではないかとと思われるが、この点裁判所としてどのようなケアを行っているのか。

(首席調査官)

委託にふさわしい少年を選別(インテーク)して依頼するようにしている。受託者に来てもらって少年と話をしてもらい、双方の感触から引き受けてもらえるかどうか判断している。また、一月に1回以上、担当の家裁調査官が電話をかけ又は訪問して、少年が更生になじむようにケアをしている。

(学識経験者委員 G)

委託先の開拓に当たって、我々家裁委員会の委員がみなさんに声かけする場合、国から委託先に支払われる委託費の額がどの程度か分かった方が声かけしやすいが、どの程度の額が支払われるのか。

(首席調査官)

高額ではないが、低額でもない程度がでていいる。地域差や年度によって変動はあるが、普通に働く方の日当程度は出ている。委託をお願いするときは、具体的な金額は申し上げている。

(学識経験者委員 G)

なにがしかは出ているということか。

(委員長)

報酬ではないが、少年のために必要となる食事，交通費，被服費，日用品費など必要な諸経費は，相当額が出ているということである。

(学識経験者委員 D)

補導委託は，一般家庭に委託することもあるのか。

(首席調査官)

少年が委託先で職業を持つことなく，委託先から外に勤めに出る形態のものもある。家庭的雰囲気や味あわせる委託先として登録していただいているところが全国に何箇所かあるが，そういうところには，少年のプライバシーを守ってもらうために，登録してもらうときに，心構えとか苦労があることを説明している。

(学識経験者委員 D)

児童相談所では，里親制度があって，かなり立ち入った調査を行っている。

(学識経験者委員 A)

保護観察中の少年と補導委託中の少年との違いは，どこにあるのか。

(首席調査官)

保護観察は最終処分であり，補導委託は最終処分の前段階である。

(別紙第 6)

新人事訴訟シンポジウムの報告

(山中委員)

新潟家庭裁判所のホームページに掲載されている「新潟家庭裁判所見学ツアー」の写しを用意したので、見ていただきたい。シンポジウムには120人を超える参加者があった。

シンポジウムでは、結婚5年目で離婚をしたい母親が、子供の親権者を自分にしてほしいということで裁判を起こす事例を設定した。訴えを提起する者にとっての疑問点をいくつか設定して、パワーポイントを利用して説明し、また、設定した疑問点以外にも、参加者にとって、この部分はどうなるのだろう、プライバシーは保護されるのだろうかといった様々な疑問点について、調査官、書記官等から行間を埋めるようなきめ細かい説明が行われた。とても分かりやすかったと思う。

参加者には高校生もたくさんいて、離婚話が分かるかどうかと思ったが、家庭裁判所は当事者にきめ細かく対応しているところであるということが理解してもらえたのではないかと思う。また、実際に問題を抱えている人からも質問があり、みんなが細かく丁寧に答えていた。

(別紙第7)

家事相談の在り方について

(家事首席書記官)

家庭裁判所で取り扱っている家事相談は、家事審判と家事調停に関する相談であり、家庭内や親族間の問題を解決するために家庭裁判所の手続の利用を希望する方々に対して、受付事務の一環として、どのような申立てが考えられるか、申立てに際して準備すべき書類はどのようなものか、申立て後、手続はどのように進められるのか等について、事件の申立てをする前に、もっぱら手続的な観点から相談に応じているものである。

家事相談では、申立てを受け付ける前に、家庭裁判所で取り扱うことができる紛争かどうか、できるとしてどのような手続が用意されているか、その手続にどのような特徴があるか、手続の進行はどのようになされるかなどを説明する。そして、相談された方に十分理解していただき、自らの判断で手続を選択していただくことになる。

したがって、相談することが申立てに直結するものではなく、相談の結果どのような手続を選択するかは、あくまでも相談者自身に決めていただくことになる。そういうことから、相談に来られた方にとって都合の良い結論が出るかどうか、相手方から受け取れる金額がどれくらいになるのか、などといった具体的な結論を求める質問については、家事相談の範囲を超えるものとしてお答えできないことになっている。このような相談を希望していると分かった場合は、弁護士会などで行っている法律相談等を紹介することになっている。さらに、いわゆる人生相談的なものについてもお受けしていない。

以上のほか、相談者から話を伺った結果、相談の内容が家庭裁判所では取り扱うことができないものであった場合は、それにふさわしいと思われる他の機関(社会福祉機関など)を紹介することになっている。

家事相談は、家事訟廷事務室で(執務日に)毎日行っており、予約や手数料は

必要ない。新潟家裁では、書記官や家庭裁判所調査官が当番で相談を担当しており、相談者が来庁したときは、当番の職員が必要に応じて隔離された相談室で相談に応じることにしており、私生活上の秘密は守られている。

(法曹委員Ⅰ)

弁護士会で行う法律相談では、一般的な基準に従うとこれくらいになるというある程度の見通しについても答えることになるが、家庭裁判所で行っている家事相談においては、例えば財産分与や養育費等の具体的な金額、見通し等についてのどの程度まで踏み込んで対応しているのか。何を基準に決めるといった、一般的基準を説明したりしているのか。

(家事首席書記官)

財産分与の法的性格は話すが、あなたの場合は云々といった、内容に渡ることはいえない。

(法曹委員Ⅴ)

どの程度まで対応するかということは、実際にはなかなか難しい問題であると思うが、裁判所の窓口で答えたことが裁判の場で通ると誤解されても困るので、裁判所の中立性を疑われないよう注意している。

(委員長)

後になって、当事者から裁判所に言われたということも多く、調停の妨げになることから、ナーバスにならざるを得ないところがある。

(法曹委員Ⅰ)

見通しがどの程度などは、相手の言い分もあるので一概に言えないだろうが、DVはある程度言う必要があって、他の機関を紹介するだけではすまないのではないか。

(法曹委員Ⅴ)

DV事案については、地方裁判所の接近禁止等の手続があることを教示するが、それは事件の見通しというよりも、身体の危険があるからということによる。

(学識経験者委員 B)

社会福祉機関では、高齢者に対し、相談センターを設けて、日にちを決めて専門家が個別に法律相談や心の相談を行っている。

(学識経験者委員 G)

警察で行っている相談では、よらず相談所的に様々な相談が寄せられる。子供に関する相談で最近多いのは、他人に危害を及ぼすという反社会的行動ではなく、リストカットや摂食障害等といった非社会的な行動を起こす子供のケースである。3～4箇月間親子をサポートして、いろいろなことが初めて出てくる。一般の精神科医で連携を取れる人をどうやって見つけるかといったことが今後の課題となっている。

(学識経験者委員 F)

最近の大学生の傾向を見ても、ここ4～5年、お互いの連携ができなくなってきている学生が増えてきており、例えば入学しても悩み事などを相談できる友人もいないという学生もいる。このような学生のために、いわば保健室、人生相談室の機能を果たすような相談室を大学でも設けている。

(法曹委員 H)

弁護士会では30分刻みで相談を行っていることから、時間が短くて満足できないという相談者もいるだろうし、また、相談料金がかかるということから相談を躊躇する人もいるのではないかと思う。

もっとも、法律扶助の相談は無料であり、昨年相談者は500人を超えているし、交通事故の相談も無料で行っており、五、六百件もの相談があった。このように、弁護士会としても、もっと市民が利用しやすくなるような相談態勢を作っていく必要があると考えている。

(学識経験者委員 A)

教育委員会などでも、問題を抱えた本人や家族からというより、隣の家の人、学校の先生、幼稚園の先生等まわりの人から相談されるケースも多く、悩みを抱

えた本人等が、地域にどのような相談機関（相談窓口）があるのか知らないことも多い。そういう意味で、裁判所を含めそれぞれの機関が、自分のところで行っている相談について一般の方に広く知ってもらうため、もっとPRする必要があるのではないかと思う。

（法曹委員 E）

家庭裁判所では、窓口で行う家事相談のほかに、家事事件テレホンサービスという電話相談サービスも行っている。

（委員長）

最近、新潟家庭裁判所における家事相談件数は、やや減少傾向にあるが、これは、このような電話サービスによる相談の利用者が増加していることに起因しているのではないかと思う。

（学識経験者委員 G）

裁判所においては、DVに関わる相談は結構あるのか。

（法曹委員 E）

接近禁止等を求める手続は地裁において行うものではあるが、調停の中でDVに関する訴えなどがあれば、地裁における手続等の説明も行っている。

(別紙第 8)

裁判員制度について

(学識経験者委員 J)

平日の仕事を休みにくいという点から，裁判を土，日に開くことはあるのか。

(委員長)

令状事務等特別なものは別としても，日常的に土，日に事務を行うというのは，人的，物的な問題もありなかなか難しいのではないかと思う。

(学識経験者委員 I)

国民が裁判に参加するという裁判員制度は非常にいい制度ではあると思うが，今後，国民の理解をどう得ていくかということが課題だと思う。今後，国民も一緒になって実施する必要がある制度であるということを P R する必要がある。

(法曹委員 H)

学校での法教育を重視しなければならないと思う。また，弁護士会では，秋以降，法曹三者が中心となって模擬裁判を検討したいと考えているが，時間がかかるようならば独自でもと考えている。

(学識経験者委員 A)

裁判所作成のパンフレットでは，裁判員制度の説明は一応分かるが，なぜ今この制度を導入する必要があるのかという根本問題が抜けているように思う。導入の理由もパンフレットに盛り込んでほしい。

(委員長)

日本では，陪審は一時期行われたこともあったが，それを除けば，これまで国民が司法に参加するという制度はなく，この度の司法制度改革審議会において，司法の利用者である国民自身の司法参加が是非必要だという議論がなされ，裁判員制度の導入に至ったものと言われている。

(法曹委員 C)

刑事裁判に国民の良識を反映させたほうが良いという発想が根底にあるのでは

ないかと思う。

(法曹委員H)

アンケート調査では、判断に参加するのはいいが、意見を述べる程度に留める方がよいとの意見が6割程度を占めている。日本では、欧米との意識の格差があり、裁判に参加するのをためらう人も多いようだ。

今後、裁判員制度が成功するためには、様々な啓蒙活動をしながら試行錯誤を重ねて国民の理解を深めていく必要があると思う。

(委員長)

英米では、納税の義務と同じく国民の義務として意識されているといわれているが、日本は違う。裁判員制度を本格的に定着させるには、世代を重ねなければならず、欧米のように子供のころからの教育が重要である。当面は、過渡期として十分な啓蒙活動が必要となろう。

(学識経験者委員I)

抽選で裁判員候補者を選ぶそうだが、誰でもなる可能性があるということか。

(委員長)

抽選なので官側に裁判員候補者の選択の余地はない。官側が恣意的に裁判員候補者を選択できないようにし、もって、一般国民の健全な意見が反映されるという仕組みが担保されると考えている。